

令和2年3月30日

豊川市議会議長 松下 広和 様

総務委員長 浦野 隼次

総務委員会所管事務調査報告書

総務委員会の所管事務についての調査結果を報告いたします。

1 調査項目

(1) 機能別消防団員制度について

本市の機能別団員制度は平成20年に発足し、平成25年度に支援団員へ変更しています。平成27年度総務委員会にて愛媛県松山市へ先進都市視察をしていますが、機能別消防団員制度は様々な団員があり、本市の現状から必要と考え、調査を行いました。

(2) 糸魚川駅北大火の状況及び消防体制とその後の防災対策について

平成28年12月22日に出火した糸魚川市の大規模火災のニュースでの映像は衝撃的でありました。本市も糸魚川市の大規模火災が発生した古い木造家屋が多い密集市街地があることから、大火の状況を現地で確認し、当時の消防体制とその後の防災対策の調査を行いました。

(3) 新消防庁舎について

本市の常備消防体制につきましては、平成26年4月から1署3分署1出張所の5署体制に移行しています。その中で消防署本署本庁舎につきましては、昭和53年3月に新築であり、昭和56年以前の旧建築基準法の建物であります。市民の生命や財産を守る活動拠点施設が、災害によって機能を発揮出来ないことがあってはなりません。将来の消防、防災における中心的な活動拠点となる消防庁舎について調査を行いました。

2 調査内容

別紙<調査経過>のとおり。

3 調査結果

(1) 機能別消防団員制度について

① 本市の現状

本市の消防団員の条例定数は726名であります。そのうち通常の消防団活動を行う基本団員数は、1団8方面隊26分団で648名であります。

この定員数に対し、現在、団員数は583名であり、これに支援団員79名をあわせると662名が実員数であります。定数に対し、91.2%の現状であります。この支援団員79名は、平成25年度に平成20年に発足した機能別団員制度から変更しています。

② 先進都市の状況

小山市消防団の消防団定数は854名で、そのうち通常の消防団活動を行う基本団員数は、1団5方面隊18分団で654名であり、消防団実員数は基本団員642名、機能別消防団員190名であり、定数に対し97.4%の現状でありました。機能別消防団員別の役割として、市役所消防団員143人は市役所近隣の昼間火災の対応、郷土愛を消防団活動から学び、市職員が市に対し貢献する意識を高めています。大学生消防団員10人は避難所運営補助、防災意識の啓蒙、若い力による消防団の活性化、消防団活動による社会貢献。OB消防団員18人は昼間火災の対応や災害対応力強化、ベテラン消防団員による知識、技術の伝承。事業所消防団員（大規模災害団員）19人は昼間火災、災害対応や重機の運転など災害対応力の強化、災害に強い地域づくりに貢献しています。小山市機能別消防団員制度の特徴として、基本団員の欠員を補うものではなく、あくまで消防（団）力強化のため機能別消防団員制度を導入しています。

③ 総評

小山市は積極的に、機能別消防団員を増員しています。決して基本団員の補完的な役割ではなく、明確な目的や役割をもって編成している様に感じました。大規模災害団員は大規模災害に限定しての活動であり、出動目安として、震度5強以上の地震、風水害で広範囲に避難勧告の発令や避難所開設など人力のみでは対応困難な現場活動を想定し、重機を用いて効率的な活動ができる体制を構築するため、消防団協力事業所表示制度登録事業所のうち、重機を提供できる事業所の従業員を大規模災害団員（重機団員）として任用しているところは特徴的でありました。そして、小山市の

機能別消防団員 190名のうち3分の1が女性であります。その中で女性が多いのは市役所団員であります。その任用内容は、新採用から3年以下の職員が対象で、ほぼ全員入団となっています。平成28年12月20日には総務大臣より感謝状受領し、市長から激励状を市役所女性職員に対し贈呈していました。この感謝状は、女性消防団員の確保に努め、消防団員数を相当数増加させることにより地域防災力の向上に大きく貢献したと認められる消防団に対する感謝状であります。平成27年4月1日から機能別消防団員制度を導入し、これまでの基本消防団員を上乗せする形で、機能別消防団員の定員を100名増員したことや、平成26年度は女性消防団員が5名であったのに対し、平成28年11月1日現在女性消防団員は53名で、実に10倍以上の増加となったものです。こういった特徴的な機能別消防団員制度の調査ができ、大変参考になった視察でありました。

(2) 「糸魚川駅北大火の状況及び消防体制とその後の防災対策について」

① 本市の現状

本市は、平成31年2月16日に特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワークとの共催で、豊川市勤労福祉会館大研修ホールにて、糸魚川市消防本部消防防災課長の竹田健一氏を講師に迎え、「糸魚川市大規模火災～大火を経験し伝えたいこと～」の講演会を開催しています。竹田氏によれば、「平成28年12月22日に出火した糸魚川市の大規模火災の現場は木造密集市街地であり、木造密集市街地などでは、気象条件がそろえば豊川市でもどこでも同様な大火は起こりうる。」との事でした。本市にも同様な密集市街地がいくつかあります。その中で牛久保地区は、平成30年9月25日に「牛久保防災まちづくり地区計画」を都市計画決定したところであります。

② 先進都市の状況

糸魚川市駅北大火の火災発生状況は、平成28年12月22日、午前10時20分頃ラーメン店の大型コンロの消し忘れにより火災が発生し、鎮火は約30時間後であった。焼損棟は147棟でそのうち、全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟で焼失面積は約40,000㎡、焼損面積は30,412㎡、負傷者は17人（一般2人 消防団員15人）。被災者状況は145世帯260人、56事業所、出動車両消防車等は235台、活動人員1,887人、避難の状況は合計363世帯744人でありました。気象状況は、日本海側で発達した低気圧に、南からの温かく乾燥した空気が流れ込んだフェーン現象であった。当時、糸魚川市の消防力では対応できずに、近隣の消防

や自衛隊にも出動要請を行い、総勢 1887 人での活動となった。22 日は糸魚川市消防 74 人、糸魚川市消防団 760 人、新潟県応援消防隊 132 人、その他 31 人。23 日は糸魚川市消防 75 人、糸魚川市消防団 679 人、新潟県応援消防隊 137 人とのことであった。そして、関係機関の協力は陸上自衛隊、車両 36 台、ヘリ 6 機、人員 177 人、北部地方整備局は排水ポンプ車 4 台、照明車 8 台、人員 105 人、富山県防災ヘリ 1 機、人員 5 人、糸魚川警察署は人員 515 人であった。民間企業等の協力は建設業関係 4 社、油圧ショベル 8 台、その他 11 台、製造業関係は 3 社、生コンクリートミキサー車 32 台、給油所関係は 2 社、車両等 4 台（軽油車 2 台ほか）であった。糸魚川市駅北大火は今回が初めてではなく、1806 年～1954 年までの約 148 年の間に 13 回の大火が発生し、今回は前回から 62 年後の 14 回目の大火との事でありました。大火からの復興に向けて、火災発生から 8 カ月となる、平成 29 年 8 月 22 日に「復興まちづくり計画」を策定された。計画では、3 つの方針「災害に強いまち」「にぎわいのあるまち」「住み続けられるまち」6 つの重点プロジェクト「大火に負けない消防力の強化」「大火を防ぐまちづくり」「糸魚川らしいまちなみ再生」「にぎわいのあるまちづくり」「暮らしを支えるまちづくり」「大火の記憶を次世代につなぐ」として火災や災害に強いまちづくりや糸魚川らしい景観・まちなみ再生に位置づけられた。

③ 総評

糸魚川市駅北大火の概要を確認し、大規模火災の凄まじさを痛感いたしました。消防出動状況を見ると、人数としては消防団員の数が圧倒的多いことがわかります。当時の気象状況であるフェーン現象によって、飛び火により火災が起こった際には、広範囲での活動が必要となります。その時には人数が多い消防団が非常に重要になってくると改めて感じました。

本市も大規模火災が起こった際には、地元のことを一番熟知し、多くの人員を割くことができる消防団の存在が大きくなると思いますし、機能別消防団員も必要になってくると思いますので、防災・火災協定締結会議などで連携を取り決める必要があります。

本市におきましては、同様な古い木造の建築物が密集する地域がいくつかありますので、その様な地区の木造建築物における不燃化に対する支援をしたり、牛久保防災まちづくり地区計画のように防災機能を高める道路の拡幅など、大火を防ぐ地区計画を増加して、本市の消防力の充実強化を着実に図っていく必要があると思いました。

(3) 新消防庁舎について

① 本市の現状

栃木県小山市と茨城県土浦市の新消防庁舎視察後の令和元年7月29日に豊川市消防署南分署と豊川市消防署本署を現地視察しました。

南分署は合併を完結した際に、御津出張所及び小坂井出張所の2所を統廃合し、平成25年4月に新たに開設しております。消防署本署は昭和53年3月に新築し、平成3年3月に北庁舎を増築したものであります。本庁舎につきましては、昭和56年以前の旧建築基準法の建物であり、耐震診断を行った結果、耐震基準に満たしておらず、平成10年度に耐震補強工事を行っています。しかし、南海トラフ地震などの大地震が発生した場合には、倒壊はしないまでも、大規模災害時の活動拠点施設として基幹的役割を果たす為には、課題が多い状況であります。このことを踏まえ、本署の果たすべき役割と持つべき機能を整理し、将来の消防、防災における中心的な活動拠点機能を果たすべく、必要な施設・設備をはじめ、時代の変化や市民ニーズの変化を見通したうえでの必要な機能を有した消防庁舎のあり方について、調査研究が必要であると考えます。

② 先進都市の状況

栃木県小山市消防庁舎移転の経緯について、昭和42年に建築され、46年が経過し、雨漏り・外壁剥がれなど著しい老朽化していた。国道50号線の高架橋建設により、幅員5.5m一方通行の側道に面し、緊急出動し難かったとの事でありました。訓練、講習会用の部屋がなく、駐車場も手狭などの理由でありました。庁舎建設のコンセプトや目指していた庁舎のイメージなどについては、安心安全な拠点となる庁舎。耐震性、耐火性、非常用電源を備える。高機能指令センターも整備。市民に開かれた庁舎として、バリアフリー、火災・救急情報、講習会情報のお知らせモニタを設置。地域防災に適応できる庁舎としては、市民の消火訓練、煙体験が出来る。170名収容の会議室を設ける。消防力の向上に関しては、消火訓練、ポンプ操法訓練、救出訓練など職員・団員の技術向上が出来る。建設に係る経費については、建設工事費等で16億2319万5千円。水道設備供給の方法については、市水道配管から有効水量8.0m³の受水槽で受水し、給水ポンプで配水している。

茨城県土浦市の消防庁舎建設の経緯については、建物の老朽化、設備の不具合、訓練を行う場所がない等であった。消防庁舎概要として、敷地

面積 13396.06 m²建設面積 2,262.55 m²、延べ面積 4767.59 m²、構造、庁舎棟、地上3階（免震構造）訓練塔A、地上5階、訓練塔B、地上2階、本部車庫、地上1階、訓練棟A給油所、庁舎建設のコンセプトや目指していた庁舎のイメージなどについては、災害に強く持続可能な庁舎、市民に開かれた庁舎、人と地球にやさしい庁舎、機能的経済的な庁舎、親しみやすい頼れる庁舎、働く人にとってもやさしい庁舎、能率的であって省エネである庁舎であった。

③ 総評

豊川市消防署本署は築後42年である。雨漏りなども頻発し、小山市と同様に老朽化が進んでいると言える。また、緊急車両の大型化により、車庫も手狭となり新しい消防署の建設は近々の課題となる。土浦市では旧消防庁舎の老朽化、東日本大震災以後の旧消防庁舎の道路状況の変化により、消防車、緊急車両の出動時間が以前より若干かかること等により、新庁舎建設の必要性ができたとの事であった。訓練塔に水深5mのプールを設置してあり、潜水訓練は、月2回行われていた。又、濃煙迷路訓練を一般の人にも体験出来る濃煙通過訓練場やマンホール救出訓練場もあり、充実していた。土浦市の新消防庁舎の内部は間仕切りが、とてもおしゃれなガラス張りであり、設計士のこだわりを感じた。ガラス張りの間仕切りのため、職員のトレーニング室の様子が見えたり、災害時には、それぞれの動きが分りやすく対応ができることであった。

反省すべきところは、消防士などの現場の声を聞くと「出動時、現場の位置確認をする際、職員・隊員の動線が悪く混雑した事が有り、設計に現場の声が反映されていなかった」との事であった。基本的には職員・隊員が、消防本部の機能としてスムーズに使い勝手が良い消防庁舎であるべきだと思うので、基本構想、設計前に現場の声が反映されることが重要であると思いました。

4 総務委員会からの提言

(1) 機能別消防団員制度について

豊川市にとって、機能別消防団員制度の導入は必要であると思います。現在の基本消防団員に上乘せする形で、機能別消防団員は災害時には基本消防団員とは違ったかたちで協力できます。一般的には女性消防団員が少数の中、小山市は市役所団員の入団により、女性消防団員が10倍以上の増加となったとの事があります。糸魚川市の大火の消防体制でもそうですが、いろんな立場で協力が必要となってきますので、こういった特徴的な機能別消防団員制度を参考にして、地域防災力を向上するために、本市も

導入することを期待します。

(2) 糸魚川駅北大火の状況及び消防体制とその後の防災対策について

糸魚川市消防本部消防防災課長の竹田健一氏の「糸魚川市の大規模火災の現場は木造密集市街地であり、木造密集市街地などでは、気象条件がそろえば豊川市でもどこでも同様な大火は起こりうる。」という説明のとおりだと思います。本市にも同様な密集市街地がいくつかあります。まずは火事を出さない心掛けが大事だと思いますが、大規模火災が起こった際に対応できる組織や大火を想定した訓練も必要であると感じました。

(3) 新消防庁舎について

本市消防署本署は昭和 53 年 3 月に新築し、昭和 56 年以前の旧建築基準法の建物であり、南海トラフ地震などの大地震が発生した場合には、倒壊はしないまでも、大規模災害時の活動拠点施設として基幹的役割を果たす為には、課題が多い状況であります。平成 25 年 3 月に豊川市消防力適正検討委員会からの報告書で提言いただいた適正な位置で、本署の果たすべき役割と持つべき機能を整理し、将来の消防、防災における中心的な活動拠点機能を果たすべく、必要な施設・設備をはじめ、基本構想、設計前には、現場の声を反映し、時代の変化や市民ニーズの変化を見通したうえでの必要な機能を有し、市全体の防災力機能の向上が期待できる消防庁舎の実現に向けて早急に取り組んで頂きたい。

別紙

<調査経過>

令和元年6月17日（月）

調査事項・視察項目の決定

令和元年7月10日（水）～12日（金）

視察の実施

- | | | |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 10日 | 栃木県小山市 | 「機能別消防団員制度について」
「消防庁舎について」 |
| 11日 | 新潟県糸魚川市 | 「糸魚川駅北大火の状況及び消防体制と
その後の防災対策について」 |
| 12日 | 茨城県土浦市 | 「新消防庁舎について」 |

令和元年7月12日（金）

調査事項・視察項目の決定

令和元年7月29日（月）

視察の実施

- | | |
|-----------------|----------------|
| 「豊川市消防署南分署現地視察」 | 「豊川市消防署本署現地視察」 |
|-----------------|----------------|